

2025 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社オーバーラップホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 永 田 勝 治
(コード番号：414A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 岸 川 雄 吾
(TEL 03-4213-2770)

株式売出しの仮条件決定のお知らせ

2025 年 8 月 28 日開催の当社取締役会において決議いたしました株式売出しにつきましては、ブックビルディングの仮条件が、2025 年 9 月 16 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 株式売出しの仮条件決定の件

- (1) 株式売出しの仮条件 1 株につき1,600円から1,650円
- (2) 売出価格及び引受価額
並びに売出株式の数
- 売出価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で売出価格決定日に引受価額と同時に決定される。当該仮条件は今後変更される可能性があり、その変更については当社代表取締役社長に一任する。
- また、売出価格及び引受価額の承認についても、当社代表取締役社長に一任する。
- 売出価格決定日においては、以下の条件をすべて満たすことを要件として、仮条件の範囲外で売出価格を決定することがある。
- ① 売出価格が1,280円以上かつ1,980円以下の範囲となること
- ② 引受人の買取引受による売出しにおける売出株式数が6,400,000株以上かつ9,600,000株以下の範囲となること
- ③ 引受人の買取引受による売出しにおける売出株式数に売出価格を乗じた額が10,240,000,000円以上かつ15,840,000,000円以下の範囲となること
- 仮条件を変更する場合、上記条件の①の範囲は「変更後仮条件の下限の80%以上かつ上限の120%以下」、③の範囲は「変更後における仮条件の下限に8,000,000株を乗じた額の80%以上かつ上限に8,000,000株を乗じた額の120%以下」と読み替える。
- なお、上記条件②に関連して売出価格決定日に引受人の買取引受による売出しにおける売出株式数が変更される場合には、オーバーアロットメントによる売出株式数の上限を960,000株以上かつ1,440,000株以下の範囲とする。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(3) 仮条件の決定理由

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社が、引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先（以下、「親引け予定先」という。）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け予定先の概要

(株式会社小学館)

①親引け先の概要	名称	株式会社小学館
	本店の所在地	東京都千代田区一ツ橋二丁目3番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 相賀 信宏
	資本金	147,000 千円
	事業の内容	雑誌・書籍の出版など
	主たる出資者及び出資比率	非開示
②当社と親引け先との関係	出資関係	当社株式 2,000,000 株を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	親引け先と取引関係を有しております。
③親引け先の選定理由		良好な取引関係を今後も維持・発展させていくためであります。
④親引けしようとする株式の数		未定（引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、575,000 株を上限として、2025 年 9 月 25 日（売出価格決定日）に決定される予定。）
⑤株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
⑥払込みに要する資金等の状況		当社は親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

⑦親引け先の実態

当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(株式会社ポケモン)

①親引け先の概要

名称	株式会社ポケモン
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 石原 恒和
資本金	365,400 千円
事業の内容	ビデオゲーム / カードゲーム / アプリ / 映像のプロデュース・開発、ライセンス事業、店舗運営等
主たる出資者及び出資比率	非開示

②当社と親引け先との関係

出資関係	当社株式 2,000,000 株を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	親引け先と取引関係を有しております。

③親引け先の選定理由

良好な取引関係を今後も維持・発展させていくためであります。

④親引けしようとする株式の数

未定（引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、575,000 株を上限として、売価格決定日に決定される予定。）

⑤株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

⑥払込みに要する資金等の状況

当社は親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。

⑦親引け先の実態

当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売価決定日（2025 年 9 月 25 日）に決定される予定の引受人の買取引受による売出しの
売価株式の売価と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） 総数に対する 所有株式数の 割合（%）	引受人の買取引受による 売出し後の所有 株式数(株)	引受人の買取引受による 売出し後の株式 （自己株式を除く。）総数 に対する所有 株式数の割合 （%）
株式会社小学館	東京都千代田区一ツ橋二丁目 3 番 1 号	2,000,000	9.13	2,575,000	11.76
株式会社ポケモン	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	2,000,000	9.13	2,575,000	11.76
KKN 合同会社	東京都目黒区下目黒一丁目 1 番 14 号	1,200,000	5.48	1,200,000	5.48
永田 勝治	東京都目黒区	1,200,000 (400,000)	5.48 (1.83)	1,200,000 (400,000)	5.48 (1.83)
NIC Fund II Cayman, LP	WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands	3,473,800	15.86	1,157,900	5.29
OSK 合同会社	東京都大田区千鳥三丁目 8 番 11 号	1,000,000	4.57	1,000,000	4.57
岩崎 篤史	東京都江東区	1,000,000	4.57	1,000,000	4.57
Cerasus Fund II Cayman, LP	WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands	2,923,600	13.35	974,500	4.45

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

Wisteria Fund II Cayman, LP	WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands	2,828,000	12.91	942,700	4.30
Camellia Fund II Cayman, LP	WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands	2,664,800	12.17	888,300	4.06
計	—	20,290,200 (400,000)	92.64 (1.83)	13,513,400 (400,000)	61.70 (1.83)

- (注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合は、2025年8月28日現在のものであります。
2. 引受人の買取引受による売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合は、2025年8月28日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、引受人の買取引受による売出し及び親引け（株式会社小学館 575,000 株、株式会社ポケモン 575,000 株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 8,000,000 株
(売出価格決定日において、6,400,000 株から 9,600,000 株の範囲で変更される可能性がある。)
- ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限1,200,000株
(売出価格決定日において、960,000 株から 1,440,000 株の範囲で変更される可能性がある。)
- (2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 9 月 17 日 (水曜日) から
2025 年 9 月 24 日 (水曜日) まで
- (3) 売 出 価 格 決 定 日 2025 年 9 月 25 日 (木曜日)
(売出価格は、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申 込 期 間 2025 年 9 月 26 日 (金曜日) から
2025 年 10 月 1 日 (水曜日) まで
- (5) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 10 月 3 日 (金曜日)

(注) 上記 (1) ①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部は引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が 1,200,000 株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である NIC Fund II Cayman, LP、Cerasus Fund II Cayman, LP、Wisteria Fund II Cayman, LP、Camellia Fund II Cayman, LP 及び Musa IE 有限責任事業組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、1,200,000 株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、2025 年 10 月 31 日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が「1. 株式売出しの仮条件決定の件（2）売出価格及び引受価額並びに売出株式の数」に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数になるように、グリーンシュエアオプションに係る上限株式数も変更されます。

また、みずほ証券株式会社は、2025 年 10 月 3 日（上場日）から 2025 年 10 月 31 日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社は、三菱UFJモル

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるNIC Fund II Cayman, LP、Cerasus Fund II Cayman, LP、Wisteria Fund II Cayman, LP、Camellia Fund II Cayman, LP及びMusa IE 有限責任事業組合並びに当社株主(新株予約権の保有者を含む。)である株式会社小学館、株式会社ポケモン、KKN 合同会社、永田勝治、OSK 合同会社、岩崎篤史、原田直樹、岸川雄吾、白井勝也、高橋もと子、長峯久子及びその他 52 名(当社従業員等)は、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(以下、「共同主幹事会社」という。)に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2026 年 3 月 31 日までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得することは除く。)等は行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日(当日を含む)後 180 日目の日(2026 年 3 月 31 日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。